

研究会及び議事概要等の公開について

本研究会及び議事の運営については、以下の通りとする。

1. 原則として、公開とし、一般傍聴を可能とする。ただし、個別の企業の機微に関わる内容が言及される可能性がある等、座長が必要と判断する場合には、委員間での活発な議論を促すため、研究会又は議事を非公開とする場合がある。
2. 研究会の議事要旨、議事録、配布資料は、原則として研究会終了後速やかに作成し、経済産業省ホームページを通じて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨、議事録、配布資料の全部又は一部を公開しないものとすることができる。